

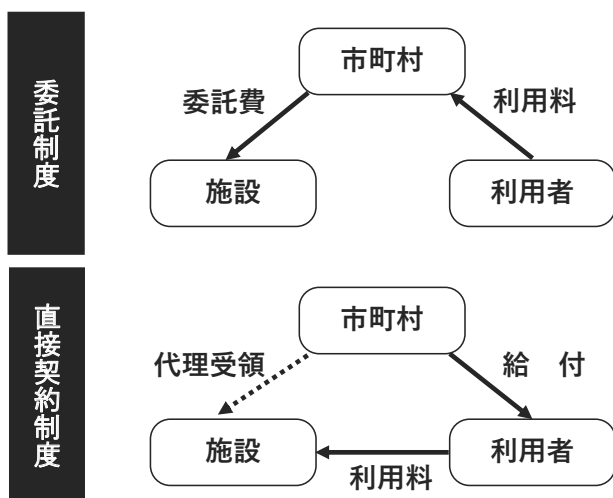
平成27年の子ども・子育て支援制度の施行により、保育所、認定こども園、幼稚園は改めてそれぞれ異なる施設として定義されました。一方、本稿では原則として社会福祉法人会計に即して解説しており、読者の多くの方は保育所または認定こども園の方であろうと考えられます。そこで今回は、社会福祉法人（以下「社福法人」と言います。）の運営する保育所と認定こども園における、会計にまつわる考え方の違いについて、見ておきましょう。

1 委託制度と直接契約制度

保育所と認定こども園は、存在の前提となる制度が異なります。委託制度による保育所では、利用者と市区町村との間で利用申込みや決定が行われ、保育所はそれに基づいて利用者を受入れます。しかし認定こども園では、施設と利用者は直接的に契約関係を持ち、この契約に基づいて施設を利用します。

施設と利用者の関係のこのような違いは、お金の流れ方にも違いを生じさせます。委託制度による保育所では、利用者の支払う利用料は市町村等が徴収し、保育所には市町村等から委託費が支払われます。そのため利用児童の保育を行うための費用として支弁される委託費は、いわゆる「公費」としての性格

<保育所と認定こども園のお金の流れの違い>



を有します。

一方、直接契約制度による認定こども園では、利用者が施設に直接利用料を支払い、その一部について給付が行われます。そのため施設型給付費は、あくまで利用者に対する給付である、というのが制度上の建付けです。しかし、個々の利用者が給付請求を行うことの困難さや煩雑さを避けるため、施設が利用者の代わりに給付請求を行います。これを「法定代理受領」と言います。実際に請求・受領するのは施設であっても、利用料の支払いはあくまで利用者が行い、利用料の一部を賄うための給付を利用者が受ける、という形式が建前なので、委託制度と異なり、施設が受領する施設型給付費には公費としての性格がありません。

2 委託費と施設型給付費の取扱いの違い

委託費は利用児童の保育のために必要な費用分であり、そのため保育以外の目的で使うことはできないという考え方が基本です。そのため保育所が受け取る委託費は、その用途に極めて厳格な制限が設けられています。これは、許された範囲を超えた支出は認められないということであり、許される範囲は「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日／府子本第254号・雇児発0903第6号／最終改正：平成30年4月16日）とこれに関連する諸通知に示されています。ここでは詳細を示す紙幅がありませんので、54ページに概要のみを示していますが、この点について詳細にお知りになりたい方は、拙著『保育所・認定こども園のための会計基準省令と資金運用ルールの実務ガイド』（令和5年10月改訂版／実務出版（株））をご参照いただければ幸いです。

一方、認定こども園が受ける施設型給付費は、あくまで利用者が受ける給付の代理受領であるため公費としての性格はなく、委託費のような用途制限はありません。

要件の概略				充足状況		
法人・施設運営に問題がないことなど		○	○	○		
別表1のいずれかの事業を実施している			○	○		
計算書類等を備付け、閲覧に供している					○	
第三者評価の受審・公表or苦情解決の積極的取組み						○
処遇改善等加算の賃金改善要件を満たす						○
	弾力運用の段階	第1段階	第2段階	第3段階		
＜委託費の資金使途制限＞（一部）						
第1段階	積算された人件費分・事業費分・管理費分の相互流用 人件費・修繕・備品等購入のための積立金への積立					
第2段階	第1段階の範囲に加えて 同一法人内の他保育所への流用（処遇改善I基礎分が上限） 施設整備のための積立金への積立					
第3段階	第2段階の範囲に加えて 同一法人内の子育て支援事業、社会福祉施設、保育所などの 施設整備費用、土地取得費用などへの充当					

【令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）】

（令和6年1月12日付事務連絡・子ども家庭庁成育局保育政策課）

4. 施設型給付費等から義援金を支出することについて
施設型給付費等は個人給付（法定代理受領）であるため、使途制限がないことから、給付費から義援金を支出することは差し支えありません。

また、私立保育所に係る委託費に関しては、委託費から義援金を支出することは、通常、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日3府省局長連名通知）の対象外となりますが、特例として、法人運営に支障を来さない範囲内で、都道府県、指定都市又は中核市に協議を行った上で支出することは差し支えありません。

なお、今般の災害義援金は、施設型給付費等や委託費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましいと考えております。（要点のみ。下線は筆者。）

今年の元旦、不幸なことに令和6年能登半島地震が発生し、列島各所に甚大な被害をもたらしました。殊に被害の多かった地域に所在する施設関係の方々や被災者、関係者の方々には、謹んでお見舞いを申し上げます。

このような時には全国から義援金が届けられることがありますが、上記の事務連絡は、今般の災害に際して保育所からの義援金の拠出を容認したもので、平成23年の東北地方太平洋沖地震による東日本大震災や平成28年熊本地震の際にも同様の取扱いとされていました。このことは、委託費に使途制限があること、施設型給付費には使途制限がないことの証左にもなっています。

また参考までに付記すると、今般のような災害によって建物等の資産が失われてしまった場合には、事業活動計算書における「災害損失」の勘定科目で

処理します。なお認定こども園であっても、その運営主体が社福法人であれば社福法人としての制限を受けることはありますので注意が必要です。

3 会計処理（勘定科目）の違い

勘定科目の選択方法については、本連載の第4回でもご紹介しました。ここでは特に、保育所における支出の勘定科目に関する留意点に言及しておきましょう。

下記の通知において、保育所で使用できる支出科目は収支計算分析表に示されたものに限定され、自動的に指定されたというのが一般的な解釈のようです。しかし筆者の個人的な意見では、使用できる勘定科目をこのように限定することにはあまり意味を感じません。例えば、会計基準には医薬品費支出という勘定科目がありますが、保育所では使用できないと解されています。それは恐らく、勘定科目が厳格に正しく使用されることを前提として、使用可能な勘定科目を限定することで使途の範囲を厳格化することを期待したものと考えられます。

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による
私立保育所に対する委託費の経理等について」
1(2) (1)に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされている場合にあっては、各区分にかかわらず、当該保育所を運営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。
「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて」
2 経理等通知の1の(2)において「人件費、管理費又は事業費」とは、保育所を運営する事業に係る経費であって、（中略）経理等通知別表6の収支計算分析表において、それぞれ人件費支出、事務費支出及び事業費支出として掲げた科目を指す。
（要点のみ。下線は筆者。）

しかし、大切なことは支出内容そのものの適正性を確保することであり、使用できる勘定科目を制限することではありません。多くの保育所では、薬品を購入した場合には保健衛生費支出を使用しているケースが多いと考えられますが、医薬品費支出を使用しても会計処理としては何ら不都合は生じないばかりか、逆にその方がわかりやすいとも言えます。また、例えば渉外費支出も使用できないと解されていますが、お祝い金などの渉外費関係の支出を事務費の雑費で処理されていることは少なくありません。このような場合に検討する必要があるのは“どの科目を使用しているか”ではなく、“支出内容が適切か否か”であるはずです。

読者の皆さんはどのようにお考えでしょうか？